

介護予防短期入所療養介護 加算料金表 (介護保険)
2024年4月～

| 加算(介護保険) | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | 単位 | その他 |
|--------------------------|---------------------------------|--------|--------|-----|--------|
| 夜勤体制加算 | ¥24 | ¥48 | ¥72 | ／日 | |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | ¥18 | ¥36 | ¥54 | ／日 | |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) | ¥51 | ¥102 | ¥153 | ／日 | |
| 個別リハビリテーション加算 | ¥240 | ¥480 | ¥720 | ／日 | |
| 療養食加算 | ¥8 | ¥16 | ¥24 | ／食 | |
| 緊急時治療管理 | ¥518 | ¥1,036 | ¥1,554 | ／日 | 月3日まで |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | ¥200 | ¥400 | ¥600 | ／日 | 利用後7日 |
| 送迎加算 | ¥184 | ¥368 | ¥552 | ／片道 | |
| 総合医学管理加算 | ¥275 | ¥550 | ¥825 | ／日 | 利用後10日 |
| 口腔連携強化加算 | ¥50 | ¥100 | ¥150 | ／月 | |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | ¥100 | ¥200 | ¥300 | | |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | ¥10 | ¥20 | ¥30 | | |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) R6年5月31日まで | 「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額／月 | | | | |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額／月 | | | | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 「基本料金」に各種加算減算した総単位数に0.8%を乗じた額／月 | | | | |
| 介護職員等処遇改善加算 R6年6月1日～ | 「基本料金」に各種加算減算した総単位数に7.5%を乗じた額／月 | | | | |

加算内容

| 加算(介護保険) | 内容 |
|--------------------------|---|
| 夜勤体制加算 | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合加算 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算 |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) | 厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算 |
| 個別リハビリテーション加算 | 医師・又は医師の指示を受けたPT・OT・STが、個別リハビリテーションを行った場合加算 |
| 療養食加算 | 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したとき1日につき3回を限度として算定 |
| 緊急時治療管理 | 緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った場合1月1回連続する3日を限度として算定 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難で緊急に入所することが適当であると判断した場合、利用した日から起算して7日を限度として加算。 |
| 送迎加算 | 入退所の際、ご自宅との送迎を行った場合 |
| 総合医学管理加算 | ①治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算する。②緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。 |
| 口腔連携強化加算 | 事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) R6年5月31日まで | 「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額／月 |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額／月 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 「基本料金」に各種加算減算した総単位数に0.8%を乗じた額／月 |

